

令和3年4月

お客さま 各位

新湊信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より、新湊信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年6月1日以降に新規開設いただく普通預金口座、貯蓄預金口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなりました。

同手数料の詳細は下記のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

未利用口座管理手数料について

1. 対象となる口座

2021年（令和3年）6月1日以降に開設される普通預金口座（無利息型普通預金口座、総合口座含む）、貯蓄預金口座。

2021年5月31日までに開設された口座や日頃から入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはございません。

2. 対象となる条件

最後のお預入れまたは払戻し（お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座、貯蓄預金口座（紛失・盗難などによりご利用が停止されている口座を含みます）。

ただし、次の場合は対象とはなりません

- ・該当口座の残高が1万円以上である場合。
- ・同一店舗にてご融資取引（お借入れ）がある場合。
- ・同一店舗にてお預かり資産（定期性預金・保険・国債等）のお取引がある場合

3. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

4. ご案内について

当該口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。）

ご案内郵送後、一定期間（約3カ月）経過後もお取引がない場合に、当該口座より未利用口座管理手数料を自動引落しさせていただきます。

5. 口座のお取り扱い

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、残高を未利用口座管理手数料の一部として引落しさせていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

以上